

はり・きゅうの療養費支給申請について

慢性病であって、医師による適当な治療手段がなく、医学的な見地から、はり師、きゅう師の施術を受けることを主治医が認め、これに同意した場合のみ、療養費として健康保険に申請ができます。

はり・きゅうの施術を受けたときは、施術所の窓口で、費用の全額（10割）を支払い、そのあと、1ヵ月分（1日から月末まで）をまとめて請求してください。（償還払い）

対象となる疾患

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症 等

支給対象となる条件

*主治医が認めた同意書があること。主治医の同意日より後に施術を受けていること。

*はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ疾病の治療（投薬を含む）を受けた場合は、治療が優先されるため、はり・きゅうの施術は支給対象になりません。

提出書類

療養費支給申請書（はり・きゅう用）・・・＜当健保の用紙＞

月単位（1日から月末まで）で記入・申請してください。

施術内容及び施術証明欄は、はり師・きゅう師へ記入を依頼してください。

添付書類

領収書（原本）	*宛名は施術を受けた者の氏名になっていること。 *領収書はお返しできません。
主治医の 施術同意書 （原本）	*初回申請には主治医の同意書が必要です。 *同意書の有効期間は、最長6ヵ月です。 *6ヵ月を経過した時点で、さらに施術を続ける場合は、主治医の再同意書が必要です。
往療状況確認表	*往療料が算定されている場合＜当健保の用紙に施術者が記入＞
施術報告書の写し	*施術報告書交付料が算定されている場合＜施術者が作成＞
1年以上・月16回 以上施術継続理由・ 状態記入書	*初療の日から1年以上経過しており、1ヵ月間の施術回数が16回 以上の場合＜施術者が作成＞

支給額

健康保険で定められた基準料金の7割（年齢等により、8割となることがあります）

注意事項

※発症の原因が、業務上・通勤途上の負傷、第三者行為（交通事故等）の場合は、書類の提出前に健保組合までご連絡ください。

※支給審査にあたって、申請書の内容について照会させていただくことがあります。

ご協力をお願いします。